

平成 28 年 10 月から

パート

アルバイト

への社会保険の適用が 拡大されます

働き方にかかわらず安心して生活できる社会にするために、社会保険への加入条件が緩和されます。

被扶養者の方が新しく勤務先の社会保険に加入する場合は、健保組合に被扶養者から外す手続きが必要となります。

パート・アルバイトなどいわゆる「非正規労働者」については、これまで週 30 時間以上勤務している場合は、勤務先の健康保険などの社会保険に加入することができました。平成 28 年 10 月からはこの基準が見直され、より多くの方が勤務先の社会保険に加入できるように緩和されます。

新しく勤務先の社会保険に加入する場合の具体的な影響は、働き方や状況で異なります。国民健康保険に加入していた人は、勤務先の社会保険では事業所が保険料

被扶養者から
外す手続きを
忘れずに



の一部を負担することになりますから本人の保険料は軽減されます。被扶養者だった人は勤務先の健康保険の被保険者となることで保険料を負担することになりますが、病気・けがや出産で仕事を休んだときに受け取れる傷病手当金、出産手当金を受けられるようになります。

当健保組合の被扶養者だった人が新しく勤務先の健康保険に加入した場合は、被扶養者から外す必要があります。「被扶養者異動届」の提出が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いします。

社会保険(年金・健康保険)の対象となる基準

現在 ●週30時間以上勤務する人



平成28年10月～

●週20時間以上勤務する人

●月額賃金8.8万円以上の人
(年収106万円以上)

●勤務期間1年以上が見込まれる人

※従業員501人以上の企業が対象で、学生は適用除外

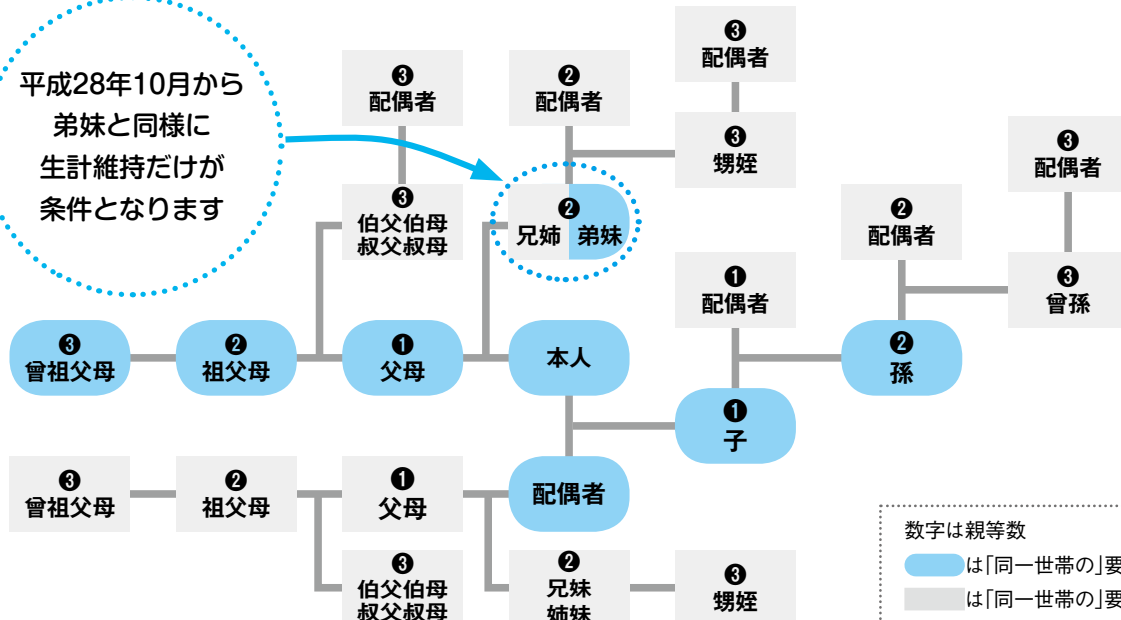
被扶養者の兄・姉の 「同居」条件が撤廃に

被保険者の兄弟姉妹が被扶養者になる場合、被保険者の収入で生活しているという「生計維持」の条件のほか、兄姉については「同居」が条件となっていました。しかし、昨今の経済および生活実態を踏まえ、平成28年10月からこの「同居」条件が撤廃されることとなります。

平成28年10月以降は兄弟姉妹の区別なく、「生計維持」条件のみが被扶養者になるかどうかの判断材料となります。

被扶養者として認定される範囲

平成28年10月から
弟妹と同様に
生計維持だけが
条件となります



数字は親等数

●は「同一世帯の」要件を要しない親族

○は「同一世帯の」要件を要する親族